

令和4年5月11日

報道機関 各位

職員の懲戒処分について

■ 概要

「国立大学法人富山大学における懲戒処分の公表基準」に基づき、別紙懲戒処分について公表いたします。

[別紙]

- ・ 職員に対する懲戒処分について
- ・ 富山大学職員就業規則（抄）
- ・ 富山大学職員懲戒規則（抄）、懲戒処分標準例（抄）

【本発表資料のお問い合わせ先】

富山大学総務部労務管理室
TEL : 076-445-6530(直通)

職員に対する懲戒処分について

1 処分内容

富山大学は、令和4年5月10日付けで、職員就業規則に基づき、下記のとおり懲戒処分を行いました。(本件については、本学「懲戒処分における公表基準」に基づき氏名、性別及び年齢は公表いたしません。)

総務部事務職員 「出勤停止7日」

2 処分理由

当該事務職員は、休憩中に大学構内において飲酒し、酒気を帯びた状態で勤務に従事した。また、大学に提出が必要な書類において虚偽の報告を行った。

このことを受け、出勤停止7日に相当すると判断した。

3 事案の審議経過等

(1) 令和4年5月10日開催の役員会において、審理を行い、「出勤停止7日」の処分を行うことを決定した。

(2) 令和4年5月10日に当該事務職員に対し、懲戒処分書を交付した。

4 今後の対応

学長から全職員に対し法令遵守の徹底を周知し、再発防止を図った。

5 学長のコメント

本学職員がこのような事態を起こしたことについては、誠に遺憾であります。

本学では、今回の事態を真摯に受け止め、全教職員に本学の法令遵守の周知・徹底を図り、今後このようなことが起こることのないよう、再発防止に努める所存です。

以上

富山大学職員就業規則（抄）

（懲戒）

第38条 大学は、職員が、次の各号の一に該当する場合は、所定の手続きの上、懲戒処分を行う。

- (1) この規則その他大学の定める諸規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反したとき。
- (3) 故意又は重大な過失により大学に損害を与えたとき。
- (4) 承認を受けずに遅刻、早退、欠勤する等勤務を怠ったとき。
- (5) 刑法上の犯罪に該当する行為があったとき。
- (6) 重大な経歴詐称をしたとき。
- (7) 前各号に準ずる行為があったとき。

2 職員の懲戒について必要な事項は、別に定める「国立大学法人富山大学職員懲戒規則」による。

（懲戒の種類・内容）

第39条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 譴責 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させるほか、給与を減額する。この場合において、減額は、1回の額は平均賃金の1日分の2分の1、1か月の額は当該月の給与総額の10分の1の範囲内とする。
- (3) 出勤停止 始末書を提出させるほか、1日以上3月以内の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告して解雇する。ただし、勧告に応じない場合は、懲戒解雇する。
- (5) 懲戒解雇 即時に解雇する。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは労基法第20条に規定する手当を支給しない。

富山大学職員懲戒規則（抄）

（懲戒の原則）

第2条 学長は、職員の懲戒にあたっては、役員会の審査に基づき処分を決定する。

- 2 懲戒処分は、就業規則第38条第1項各号（以下「懲戒事由」という。）のいずれかに該当する非違行為に対して行う。
- 3 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うことはできない。
- 4 懲戒処分は、同じ程度の非違行為の事案ごとに、就業規則第39条各号に掲げる懲戒の種類、程度を異なるものとしてはならない。

（懲戒処分の量定）

第3条 懲戒処分の量定は、次に掲げる事項を総合的に考慮の上決定するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
 - (2) 故意又は過失の程度
 - (3) 非違行為を行った職員の職責及びその職責と非違行為との関係
 - (4) 他の職員及び社会に与える影響
 - (5) 過去の非違行為の有無
 - (6) 日頃の勤務態度や非違行為後の対応
- 2 懲戒処分の量定の決定にあたっては、別紙の「懲戒処分標準例」を参考に行うものとする。ただし、事案の内容が、この「懲戒処分標準例」に該当しない場合又はこの「懲戒処分標準例」によることが著しく不適當であると学長が認める場合には、別段の取扱いにより処分の決定を行う。

懲戒処分標準例（抄）

1 服務一般に関するもの

（6）虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は譴責とする。

（8）秩序・風紀びん乱

大学内における秩序や風紀を乱した職員は、減給又は譴責とする。

7 その他

第1から第6までの例に該当する非違行為が重複してある場合には、併合して量定し標準例よりも加重なものとすることがある。